

V 添付書類について

添付書類をすべて揃えたうえ申請を行うこととしてください。

（本手引きの P6、P39 に添付書類一覧を掲載しています。）

前回（令和 5～7 年度申請からの変更点）

・印鑑証明書の省略、印鑑届の見直し

令和 5～7 年度申請においては、印鑑届に実印と使用印鑑両方の押印を必須としていましたが、令和 8～10 年度申請より印鑑証明書を廃止し、印鑑届においては、使用印鑑届と改め、実印の押印を不要としました。

・委任状の廃止

受任者情報をシステム入力することとしたため、委任状は廃止しました。

・愛媛県税及び地方法人特別税・特別法人事業税（未納がないことの証明書）の省略

令和 5～7 年度申請においては、愛媛県（東予・中予・南予）地方局税務（管理）課又は同支局税務室が発行した証明書を必須としていましたが、手のひら県庁「納税証明書の省略申請」を行うことにより、納税証明書の添付を省略できるようになりました。（詳しくは P40 をご確認ください。）

・ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定書類の省略

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定については、認定書類の写しの添付を求めていましたが、不要となりました。

・口座振替申込書兼債権者登録（変更）票の様式変更

口座振替申込書兼債権者登録（変更）票の様式を変更し、届出印の押印及び金融機関確認印の欄を削除しました。今回の令和 8～10 年度申請が、初めての場合または過去の申請時から口座情報が変更となる場合に添付してください。（詳しくは P42 をご確認ください。）

添付書類について

申請者種別	必須/該当	添付書類
法人	必須	・ 令和 8 ～10 年度競争入札参加資格審査申請（製造の請負等）チェックリスト ・ 使用印鑑届 ・ 納税確認省略整理番号又は納税証明書（未納がないことの証明書） 愛媛県税及び地方法人特別税・特別法人事業税 ★納税証明書の省略申込を行った場合、紙の納税証明書は不要です。 ・ 納税証明書（未納がないことの証明書） 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税（その 3 の 3） ・ 障害者雇用状況整理表 ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※必要箇所のみ ・ 直前 2 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※必要箇所のみ
	該当の場合	・ ISO 認定が確認できるもの ・ 口座振替申込書兼債権者登録（変更）票
個人	必須	・ 令和 8 ～10 年度競争入札参加資格審査申請（製造の請負等）チェックリスト ・ 使用印鑑届 ・ 納税確認省略整理番号又は納税証明書（未納がないことの証明書） 愛媛県税及び地方法人特別税・特別法人事業税 ★納税証明書の省略申込を行った場合、紙の納税証明書は不要です。 ・ 納税証明書（未納がないことの証明書） 申告所得税及復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（その 3 の 2） ・ 納税証明書（未納がないことの証明書）又は非課税であることを証明するもの 個人県民税（愛媛県内） ・ 障害者雇用状況整理表 ・ 直前 2 年分の財務諸表 ※必要箇所のみ ・ 身分証明書 ・ 登記されていないことの証明書
	該当の場合	・ 口座振替申込書兼債権者登録（変更）票

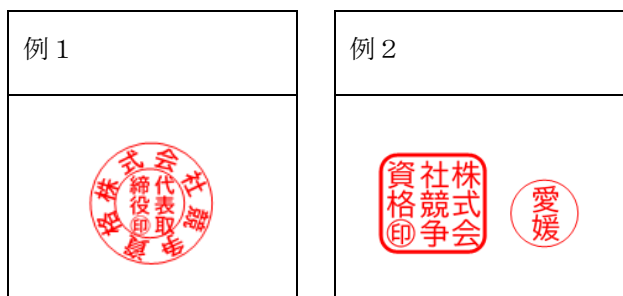
- 公的機関が発行する書類（登記事項証明書等）については、発行日から受付到着まで 3 か月以内のものに限ります。ただし、受付後、審査終了までに期限が到来した場合には再取得が必要です。
- 納税証明書について、その 3 の 3 は未納がないことの証明ですので、新設のため未だ決算のない場合及び非課税であっても取得可能です。なお、愛媛県税についても新設であっても取得可能です。
- 愛媛県税及び地方法人特別税・地方法人事業税の納税証明書については、愛媛県内事業所の有無を問わず必須となります。愛媛県以外の都道府県の納税証明書は必要ありません。また、令和 7 年 11 月から手のひら県庁の『納税証明書の省略申込』を行うことにより、証明書の添付を省略することができます。詳しくは、P40 をご確認ください。

(1) 使用印鑑届（愛媛県指定様式）（必須）

「製造の請負等に係る競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使用する印鑑」を、朱肉を使用して押印してください。

したがって、受任者を設置して、支店・営業所等へ入札及び契約締結等に係る権限を委任する場合は、使用印鑑欄へ受任者の印鑑（支店長印・営業所長印等）を押印することになります。

※ 使用印鑑は、社判のみは認めていません。社判を押印する場合は、例2のとおり（個人印との併用）としてください。



(2) 納税証明書(未納がないことの証明・非課税であることを証明するもの(個人県民税))

ア 愛媛県税及び地方法人特別税・地方法人事業税（必須）

★ 令和8～10年度申請から、県ホームページで申請いただくことにより、愛媛県税納税証明書の添付を省略することができるようになりました。

手のひら県庁 (<https://www.pref.ehime.jp/page/110503.html>) より、「納税証明書の省略申込」を行っていただき、手続き後、送付されるメールに記載の整理番号 12 桁をチェックリストへ記入することとしてください。（県税事務所から審査機関へ納税情報が提供されますが、申込から納税状況が確認されるまで1週間程度要します。申請を急ぐ場合、従来の取扱いのとおり、下記機関で納税証明書を取得して、添付してください。）

申請者の住所	審査機関	住所	連絡先
愛媛県外 松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町	中予地方局 税務管理課	〒790-8502 松山市北持田町 132	089-909-8752
新居浜市、西条市、四国中央市	東予地方局 税務管理課	〒793-8516 西条市喜多川 796-1	0897-56-5880
今治市、上島町	東予地方局今治支局 税務室	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500(代)
宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町	南予地方局 税務課	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	0895-22-2502
八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町	南予地方局八幡浜支局 税務室	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	0894-22-4111(代)

イ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税（必須） （電子納税証明書を含む）

すべての申請者について、税務署窓口で発行された書面（PDF ファイル）または電子納税証明書（PDF ファイル）のいずれかを添付してください。

《法人の場合》

その3の3「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用

《個人の場合》

その3の2「申告所得税及復興特別所得税」並びに「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用

ウ 個人県民税（個人の場合） （非課税である場合には、非課税）

個人が申請する場合に添付してください。法人の場合は不要です。住民票にある市町役場で取得してください。

【納税証明書に関する留意事項】

- 納税証明書に但し書きがある場合、申請時点で納付期限が未到来であれば、申請が可能です。ただし、申請時点で納付期限が到来している場合は、納付が完了していることが証明できる書類等を添付してください。
- 納税の猶予制度の適用を受けられた方は、「納税の猶予許可通知書の写し」または「納税証明書（その1）」のいずれかを添付することで、申請が可能です。

（1）障害者雇用状況整理表（必須）

「障害者雇用状況整理表 作成方法」を参考に作成したうえで、システムに該当箇所を入力してください。

（4）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）

履歴事項全部証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書です。法務局で発行されたものを添付してください。

※ 履歴事項全部証明書のページ数が多い場合には、法人番号、商号、会社成立の年月日、代表取締役（当該申請における代表者名）、発行元、発行年月日が記載されているページのみを添付してください。

(5) 直前2年分の財務諸表（必須）

決算期到来直後など、最新の決算書が作成中などにより添付できない場合には、添付可能な最新のものから2年分添付してください。

《株式会社等の場合》

決算後の貸借対照表、損益計算書を意味します。

※ 決算書類のページ数が多い場合には、貸借対照表の流動資産、流動負債、自己資本額が分かる箇所と損益計算書の売上高が分かるページのみを添付してください。

《公益法人の場合》

毎年度、各会計基準に規定された書式で作成された、決算後の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書（損益計算書）、財産目録等を意味します。

《組合の場合》

通常総会等により確定した、貸借対照表、損益計算書を意味します。

《個人の場合》

個人事業主が税務署へ申告を行う、所得税青色申告決算書や所得税の確定申告書を意味します。

※ 通帳の写し等は不可とします。

(6) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合）

成年被後見人（禁治産者）又は被保佐人（準禁治産者）でないこと及び破産の通知を受けてないことを証明するために、次の2種類の書類が必要となります。

ア 市町村役場の交付する「身分証明書」

平成12年3月31日までに登記されていないこと及び破産者でないことの証明

イ 法務局の交付する「登記されていないことの証明書」

平成12年4月1日から証明日までに登記されていないことの証明

(7) 口座振替申込書兼債権者登録（変更）票（該当）

次のいずれかに該当する場合に添付してください。

ア 今までに一度も競争入札参加資格を取得したことがない場合

イ 過去に入札参加資格を取得したことがあり、債権者登録もしているが、登録時から、口座振替先の金融機関、預金種別、口座番号、口座名義（フリガナ）に変更が生じている場合

※ 本登録（変更）票の申込者欄については、受任者がいる場合は受任者の内容を記入してください。

※ 「預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人（フリガナ）」が確認できる金融機関が発行した書面・通帳及び取引明細書等の写し（インターネットバンキングの場合は、口座振替先の内容が確認できるページのスクリーンショット等）を添付してください。